

道内地方空港国際線受入体制整備事業補助金の概要

目的

道内空港（新千歳空港を除く）において、新たに（増便及び再開を含む。）運航される国際線に係る航空地上支援業務を受託する事業者が行う人員の応援派遣や資機材のレンタル等に要する経費に対し、補助することによって、道内空港への国際線の円滑な就航を促進することを目的とする。

対象事業

道内空港（新千歳空港を除く）における**国際線の新規就航、増便又は運航再開**に係る事業

対象事業者

- グランドハンドリング事業者
- 保安検査事業者
- 給油事業者

補助対象期間

運航開始日から起算して30日を経過する日又は令和8年2月27日のいずれか早い日まで

補助率

10/10以内、1路線1事業者500万円上限
※国補助金を活用

補助対象経費

○応援派遣、業務委託及び空港における資機材のレンタル等の需要変動リスクへの対応に要する経費

○ その他知事が必要と認める経費

※旅費及び宿泊費以外の経常的な経費（人件費、光熱水費、通信料等）は含めない

※国補助金の対象経費に準じる

※消費税・地方消費税相当額は含めない

補助要件

補助事業を実施するための計画を策定し、空港毎の会議体（交付要綱第9条の要件を満たす会議体）において、議決を受けること